

消費者基本計画の検証・評価・監視 20070529

学校や社会教育施設における 消費者教育の推進 について

お茶の水女子大学大学院
人間文化創成科学研究科
御船美智子

学校や社会教育施設における消費者教育の推進

平成19年度における消費者基本計画の検証・評価・監視の消費者教育に関する審議対象の施策
(左の番号は施策番号)

- 24 学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。
また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。
- 25 各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例、消費者教育専門家に関する情報等を集約したポータルサイトを財団法人消費者教育支援センターや金融広報中央委員会等の協力を得て構築する。
[基本方針について平成18年度までに一定の結論を得る。]
- 26 消費者教育の体系化に関して、各ライフステージにおける消費者教育の目標を達成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかについて検討する。[平成18年度]
- 27 内閣府と文部科学省との間で消費者教育連絡協議会を開催し、消費者教育の体系化を推進するとともに、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる。[平成18年度]
- 28 消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。
[平成18年度以降継続的に実施する。]

学校、地域、家庭、職域等において活用できる消費者問題の変化に即応した教材及びパンフレットや教員向け指導書等を年度ごとに作成し、関係機関に配布する。また、教員向け指導書等の作成に際しては、必要に応じ、消費者教育の場で活用できるロールプレイング等の体験型学習の実践事例について盛り込む。

- 学校、地域対象は進んでいる、家庭対象も保護者を中心にある程度進んでいる。職域が進んでいない（経済産業省の新入社員向け研修用 以外）。
「等」で、環境省の雑誌の付録のアイデアはユニーク
- 「消費者問題の変化に即応」はかなり進められており、また、そのための仕組みづくりもなされている
- 教員向け指導書も、進みつつある。その研修などはあまりなされていない。
- 体験型学習では、総務省のICTメディアリテラシー育成プログラムが好例

各省庁等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例、消費者教育専門家に関する情報等を集約したポータルサイトを財団法人消費者教育支援センターや金融広報中央委員会等の協力を得て構築する。

[基本方針について平成18年度までに一定の結論を得る。]

- 「進捗度」はよいが、「有効性」は何の有効性が不明
- 有効なポータルサイトが早急に望まれている。基本方針案として、「一定の結論を得た」とされているが、[監視]の内容が「最終結論を得る」ということで、期待に必ずしも応えていない。スピード感が足りない。
- 省庁間の連携についての評価の記載がない
- 試行の範囲をどのようにするかにもよるが
試行の成果を踏まえ という場合の「成果」
をどのように設定するかも詰める必要がある。

消費者教育の体系化に関して、各ライフステージにおける消費者教育の目標を達成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくのかについて検討する。〔平成18年度〕

- 評価の指標が具体的に明確
- 有効性については、それを担保すること
(たとえば、ポータルサイト掲載教材などの選定)を〔監視〕に具体的に記載することが望まれる。

内閣府と文部科学省との間で消費者教育連絡協議会を開催し、消費者教育の体系化を推進するとともに、都道府県・政令指定都市における消費者担当部局と教育担当部局との連携の進捗状況、進捗がみられた事例等について調査し、その結果を公表する。また、市区町村における当該連携の実態把握に当たる。〔平成18年度〕

- 評価

- 進捗度 は 検証 ではないか
- 有効性 の前半は 進捗度 ではないか
- 有効性 消費者教育の体系化の推進についての記載が望まれる

- 監視

市区町村連絡協議会の少数にとどまっていることに対して、課題としていることを受けて、これを監視の項目に入れることが望まれる

消費者教育の全体にわたって教材等を計画的・効果的に整えていくため、関係省庁会議を開催し、関係団体等からの情報収集、関係省庁間における情報共有・調整を行う。[平成18年度以降継続的に実施する。]

- 「関係省庁消費者教育会議」は重要な役割を果たすと考えられる。
- 公正取引委員会、警察庁、財務省、国土交通省が加わることは、進捗度と有効性に関わり、評価されるべきことだと考える。
- 監視 については、有効な開催時期を示すことが望まれる。

検証 について

- 教材の作成が進んだことは評価されるべき
(内閣府他多数)その際、従来教材がなかった幼児
や障害者対象の教材作成をしている。
改訂(金融庁p47他)もなされ、消費者問題の変化に
即応
- さらに①作成された教材の積極的利用、②地域に
応じた活用 というように
- その方法としてPDFファイル公開、多くの媒体に活
用 という効率性も追求されている
- 農林水産省 実績無しとされているが情報提供にと
どめるといふことか 監視にもないのは疑問

評価 について①

- アウトプットによる評価をしている
- アウトプットを出すプロセスの評価もしており、
外部有識者、教員からの意見を反映
- アウトプット、活用も評価している
- アウトプットにとどまる傾向にある。
アウトカムによる評価が望まれる
アウトカムを予想したプロセスは若干見られる
(文科省p46 の 小学生からの意見反映)

評価 について②

- 「有効であると考えられる」との記載 の 問題
- 有効性 の 指標が必ずしも明確ではないので、これを示すことを期待したい。そのことによって、有効性が及んでいない課題を見いだせる。

但し、評価の記述の中には、読みやすい、わかりやすい、身近なテーマ、きっかけになる、変化に対応、などの指標が散見され、これを指標化することが望まれる

先進例、総務省(p48)の妥当性、有効性、中でも学習能力の11項目の試み、検証・評価、実証授業、公聴会、内容運営面での妥当性、幅広い角度から客観的に確認・アウトカムにつながる

また、これが、監視 についての具体性を引き出している。

評価 について③

- 関係省庁間の連携の内容が示されていない。その評価も具体的ではない。連携は、そのための「コスト」がかかっている。効果的な連携かどうかのチェックの視点も重要

監視(今後の取り組み)について

- 総じて、一般的な記述にとどまっているのは年度計画の利点を生かせず、残念。
- その中で、金融広報中央委員会による[監視]の記載は具体的であり、取り組みの計画性が明確、総務省、環境省も明確

全体

- 消費者行政としての消費者教育は、消費者基本計画によって推進されつつある。
- 内閣府、金融庁、総務省、環境省、金融広報中央委員会、経済産業省などが、消費者教育を特に推進している。
- 消費者 個人から見た消費者教育政策の有効性を評価・監視する視点を入れる必要。
体系化、ポータルサイトの検証を軸に可能。